◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第440号(H30.2.16)◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=7件(2月9日~2月15日分)
- (1)乗合バスの死傷事故
- (2) 乗合バスの車内事故
- (3) 法人タクシーの死傷事故
- (4)トラックの酒気帯び衝突事故①
- (5)トラックの危険物漏洩事故
- (6) タンク車の衝突事故
- (7)トラックの酒気帯び衝突事故②
- 2. 事業用自動車の事故防止の徹底について



- 【1. 重大事故等情報=7件】(2月9日~2月15日分)
- (1)乗合バスの死傷事故

2月14日 (水) 午前6時25分頃、滋賀県の乗合バス営業所内において、当該営業所の乗合バスに運転者がひかれた。

この事故により、運転者が死亡した。

防犯カメラには、バスが停止表示に衝突し、運転者が車体の周りを確認した数秒 後にバスが動きだす様子が写っていた模様。

(2)乗合バスの車内事故

2月15日 (木) 午後12時10分頃、神奈川県の市道バス停において、同県に営業所 を置く乗合バスが乗客約20名を乗せて運行中、乗車した乗客が着席する前に発進 したため、当該乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3) 法人タクシーの死傷事故

2月13日(火)午前10時17分頃、兵庫県の路上において、同県に営業所を置く法人タクシーが発車した際、前方に倒れていた歩行者をひいた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、当該タクシーが降車客対応のため停止中、車両前方を歩いていた歩行者が、車両の死角に倒れ込み、気付かないまま発車した模様。

(4)トラックの酒気帯び衝突事故①

2月12日(月)午前5時00分頃、岐阜県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行している大型トレーラを追い抜こうと追い越し車線へ車線変更したところ、赤信号で停止していた乗用車を確認したため、衝突を避けようしたが、走行車線を進行してきた大型トレーラと接触し、前方の乗用車との間に挟まれた。

この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いにより現行犯逮捕された模様。 事故当日は、長距離運行の帰路であり、点呼未実施だった模様

(5)トラックの危険物漏洩事故

2月13日 (火) 午前4時5分頃、静岡県の高速道路において、神奈川県に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行していた車両に追突し、車両左側面を下にして横転した。

この事故により、積載物品の危険物が路上に漏洩し、衝突したトラックの運転者が軽傷を負った。

(6) タンク車の衝突事故

2月13日 (火) 午前10時36分頃、北海道の国道交差点において、道内に営業所を置くタンク車が運行中、信号待ちをしていた軽乗用車に追突し、その弾みで軽乗用車が別のタンク車に追突した。

この事故により、軽乗用車の2名が死亡した。

(7)トラックの酒気帯び衝突事故②

2月14日 (水) 午前12時00分頃、福岡県のコンビニの駐車場において、同県に営業所を置くトラックが運行中、停車中の車とフェンスに接触した。

この事故により、負傷者はなし。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いにより現行犯逮捕された模様。

上記7件の死傷者数計:死亡4名、重傷1名、軽傷2名(速報値)

【2. 事業用自動車の事故防止の徹底について】

(新着情報)

2月15日付けの警察庁発表の「交通事故統計」によると、平成29年中に発生した

事業用自動車が第1当事者となった死亡事故件数が、

- バス・マイクロ 15件 (対前年比4件増)
- ・乗用(タクシー等) 39件 (対前年比11件減)
- 貨物 289件 (対前年比14件増)
- •合計 343件 (対前年比7件増)

となりました。事業用自動車の死亡事故件数が増加したのは、5年ぶりのことです。(当事者種別(第1当事者)別の事故原因、事故類型については未発表)

各事業者様におかれましては、改めて、運行管理、運転者教育の確実な実施、社内の安全意識の向上等に関し、下記事項を徹底していただき安全運行に万全を期すようお願いいたします。

- 1. 点呼の実施並びに乗務員の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うという、 安全確保の原点である運行管理業務を再確認し、徹底すること。
- 2. 運転者に対して制限速度の遵守や、運転中の携帯電話等の使用の禁止など、 法令遵守を徹底させることはもちろんのこと、運転者教育については、ドライブ レコーダーの映像を活用する等効果的な指導方法を工夫し実施すること。
- 3. 運転者に対し高齢者の事故の増加が社会的問題となっていることを理解させ、 運行にあたっては、高齢歩行者、高齢自転車利用者、高齢自動車運転者及び高齢 乗客に十分配慮させるとともに、自らが高齢の運転者に対しては、適性診断の結 果等により自身の運転の特性を十分に認識した運転を心掛けさせること。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

- (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)
- *ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

- * 自動車局ホームページ
 - (http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)
- *自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。
